

# 九州大学危機管理規則

平成 29 年度九大規則第 46 号  
制 定：平成 29 年 1 月 28 日  
最終改正：平成 31 年 3 月 29 日  
(平成 30 年度九大規則第 85 号)

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）

第 2 章 平常時における危機管理（第 5 条～第 7 条）

第 3 章 危機発生時における危機管理（第 8 条～第 11 条）

第 4 章 雑則（第 12 条）

## 附則

第 1 章 総則

（目的等）

第 1 条 この規則は、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制及び対処方法を定めることにより、本学の職員及び学生等の安全確保を図るとともに、社会的な責務を果たすことを目的とする。

2 本学の危機管理については、関係法令及び本学の規則等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員及び学生等 本学の役員及び職員並びに学生、研究生及びその他本学の施設及び設備を利用して研究等に従事する者をいう。
- (2) 危機 災害、テロ、重篤な感染症、重大な情報インシデント等の発生その他の重大な事件又は事故により、職員及び学生等の生命若しくは身体又は本学の組織、財産若しくは名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある緊急の事象及び状態をいう。
- (3) 危機管理 想定される危機に対する体制及び対応策を検討し、措置を講ずるとともに、危機発生時においては、原因及び状況の把握・分析並びにその危機によってもたらされる事態を想定することにより、被害及び影響を最小限に抑制するために対応することをいう。
- (4) 部局 各学部、各学府、各研究院、基幹教育院、高等研究院、各附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館、情報基盤研究開発センター、エネルギー研究教育機構、アジア・オセアニア研究教育機構、各学内共同教育研究センター、各先導的研究センター、各学部等の附属施設、国際交流推進機構、情報統括本部、学術研究・産学官連携本部、教育改革推進本部、各推進室等、事務局、部局事務部及び監査室並びに九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程（平成 19 年度九大規程第 11 号）第 2 条に規定する各拠点をいう。

(5) 部局長 前号の部局長の長をいう。

(総長等の責務)

第3条 総長は、本学における危機管理を統括し、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 理事は、総長を補佐し、各担当における危機管理の推進に努めなければならない。

3 部局長は、当該部局における危機管理を統括し、全学的な危機管理体制と連携を図りつつ、当該部局の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 職員は、危機管理意識をもって、その職務の遂行に当たらなければならない。

5 学生等は、危機管理意識をもって、各種活動を行わなければならない。

(総長の代理者)

第4条 総長が外国出張等により不在の場合又は総長に事故がある場合は、次の表の左欄の順位に基づき、右欄に定める者が前条第1項に規定する業務を代理して行う。

順位	代理を行う者
1	危機管理担当理事
2	総務担当理事
3	当該危機を主に担当する理事

## 第2章 平常時における危機管理

(危機管理委員会)

第5条 総長は、本学における危機管理の実施に関し必要な以下の事項を検討するため、九州大学危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 情報の収集及び分析並びに対応策の検討に関すること。
- (2) 危機発生時の組織体制及び活動内容の決定に関すること。
- (3) 危機発生時の情報伝達方法の整備に関すること。
- (4) 危機管理マニュアル等の作成、見直し及び周知に関すること。
- (5) 職員及び学生等に対する適切な情報提供に関すること。
- (6) 職員及び学生等の危機管理意識の涵養を図る訓練の実施に関すること。
- (7) その他危機管理に係る必要な事項の実施に関すること。

2 その他委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(全学の委員会等における危機管理)

第6条 全学の委員会等は、想定される危機の発生に対する危機管理の実施に関し、必要な事項を定め、計画的に危機管理を進めるものとする。

(部局長の危機管理業務)

第7条 部局長は、部局における危機管理の実施に関し必要な事項を定め、計画的に危機管理を進めるものとする。

## 第3章 危機発生時における危機管理

(危機に関する通報等)

第8条 職員及び学生等が、緊急に対処すべき危機が発生し、又は発生するおそれがあることを発見した場合は、速やかに部局長に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた部局長は、速やかに当該危機の状況を確認し、必要な措置を講じるとともに、速やかに総長及び理事に通報しなければならない。

(危機対策本部の設置)

第9条 総長は、重大な危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講ずる必要があると判断する場合は、速やかに危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、原則として事務局に設置するものとし、事務局に置くことができない場合は、状況に応じて他の部局に設置するものとする。

- 3 対策本部の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、総長をもって充て、対策本部の業務を統括する。
- (2) 副本部長は、危機管理担当理事をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 本部員は、理事及び病院長をもって充て、関係する事務局の部長等を加えるものとする。
- (4) 本部員には、必要に応じて関係する部局長等を加えることができる。

- 4 対策本部の事務は、総務部が主管し、副本部長が事務局から関係する者を指名し、参画させて行う。

- 5 対策本部の組織及び緊急連絡体制等の必要な事項は、本部長があらかじめ定めるとともに、職員及び学生等に周知する。

- 6 対策本部は、本部長が危機の終息の宣言を行ったときに解散する。

(危機対策本部の権限等)

第10条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。

- 2 職員及び学生等は、対策本部の指示に従わなければならない。
- 3 対策本部は、危機発生時における事案処理に当たり、役員会、教育研究評議会及び経営協議会（以下「役員会等」という。）の審議等、本学の学内規則等により必要とされる手続を省略することができる。
- 4 前項の場合において、対策本部は、事案の対処の終了後に役員会等に報告しなければならない。

(危機対策本部の業務)

第11条 対策本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 危機に係る情報の収集及び分析に関すること。
- (2) 危機に係る必要な対策の決定及び実施に関すること。
- (3) 危機に係る職員及び学生等への情報提供に関すること。
- (4) 危機に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 危機に係る報道機関への情報提供に関すること。
- (6) 部局の危機対策本部との連携に関すること。
- (7) その他危機への対応について必要な事項に関すること。

(部局における危機対策本部)

第12条 部局長は、当該部局内において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講じる必要があると判断する場合は、当該部局に危機対策本部

(以下「部局対策本部」という。)を設置する。

- 2 部局対策本部を設置したときは、当該部局長は、遅滞なく総長に報告するとともに、その内容、対策方針及び対策状況等について、随時、総長に報告するものとする。この場合において、総長は、当該危機が複数の部局に影響を及ぼすものと判断するときは、対策本部を設置し、全学的に対応するものとする。
- 3 部局長は、当該部局のみに係る危機であっても、全学的に対応すべきものと判断する場合は、総長に対し対策本部の設置を申し出るものとする。
- 4 部局対策本部の組織及び業務並びに緊急連絡体制等の必要な事項は、部局長があらかじめ定めるとともに、部局の職員及び学生等に周知しておくものとする。
- 5 部局対策本部は、部局長が危機の終息の宣言を行ったときに解散する。

#### 第4章 雑則

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

##### 附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

##### 附 則 (平成29年度九大規則第55号)

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

##### 附 則 (平成30年度九大規則第85号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。